

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策調査会

平成31年1月29日（火）

午後1時より

鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

1 開 会

2 学校教育課長挨拶 洲永 康弘 課長

3 委嘱状の交付

4 各委員の紹介

5 鴨川市いじめ問題対策調査会について（説明：事務局）

6 会長及び副会長の選出

7 議 事

（1）鴨川市いじめ防止基本方針改定について（事務局より）

（2）鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告（事務局より）

（3）鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（事務局より）

（4）その他

8 諸 連 絡

9 閉 会

平成30・31年度 鴨川市いじめ問題対策調査会 委員名簿

	分 野	氏 名（敬称略）
1	福 祉	武田 由美
2	福 祉	石塚 則子
3	医 療	黒野 隆
4	人 権	嶋津 辰次郎
5	心 理	奈良 和子

1 概要について（詳細は別紙資料参照）

2 報告について（詳細は別紙資料参照）

3 質疑について

- (1)「SNS 対応について、携帯会社の方でスマートフォンの教室等は学校で実施しているか。」
 - ・保護者も含め、高学年以上に情報モラル教室（県や携帯会社）を実施している。
 - ・6年のインターネット教室で、課金やゲームについての正しい使い方の説明もあった。
- (2)「SNS で見えないいじめの部分があるが、学校はどこまで介入、指導したらよいか。」
 - ・LINE でグループを作る。一人残し、全員退室。いじめや仲間外れである。しかし、これだけで警察が動くのは難しい。
 - ・保護者があらかじめフィルターをかける。解除をすると保護者にメールが届くシステムがある。
 - ・フィルタリングを保護者の了解なしで外してしまう業者がある。大手3社は買う時に保護者の同意を得てフィルタリングをつけている。保護者が子どもにせがまれてつけない場合もある。
 - ・保護者が寝てしまった後にわいせつ画像をアップする。フィルタリングはなしのため、野放し。アップするのは非行少年ではなく、学習ができる子の場合もある。保護者しっかり管理すべきである。
 - ・プログラミング教育で基本的な使い方、マナーも示す。やがて、タブレット1人1台となる。すべて学校でやることは大変なこと。保護者にもアピールしていかなければならない。
- (3)「ネットパトロールで、生徒が画像を拡散し、本人のは消させて下さいというのはあるか。」
 - ・毎月、県からネットパトロールの報告があり、中学校には周知している。何回か抽出という形で鴨川市が当たったが、悪質であり、消させて下さいとの報告は今のところない。
- (4)「いじめ防止は子どもの集団の力を高めていくことと教師が様々な取り組みをしてみ合った時、本質的に解決すると思うので、取り組んだ中身を教えてもらいたい。」
 - ・〇〇小ではいじめ防止の啓発活動を行っている。児童会で「思いやりをもって友達と接しよう。私はいじめをしません。」という仲間宣言を作り、全校に呼びかけをする。それに対する毎月の取り組みの振り返りを学級で行う。いじめをしないピンクシャツ運動をもちり、名札に貼るピンクシール運動も行っている。目に見える形で防止に努めている。
 - ・〇〇小では月1回の交流給食、その延長で昼休みは外で遊ぶ。掃除も縦割りで異学年交流を行っている。その中で、「その言い方はいけないよ。たたいちゃいけないよ。」と自然と子ども同士で伝えている様子がある。高学年は低学年の面倒を見ることで自分達の生活を振り返ることにもつながっている。
 - ・〇〇小では「みんなのルール10」を作成した。みんなが気持ちよくできるベース作り、これは、学習の質を高めること、ルーズにならないこと、挨拶など明文化して呼びかけやすくした。「なかよし言葉チェック」は、言葉遣いが丁寧ではない、悪気はないがフレンドリーである、人に嫌な思いをさせていないかを教育相談のアンケートとは別に言葉に特化したチェックを行っている。
- (5)「ソーシャルトレーニング、ピアサポートはいじめ防止、コミュニケーションスキルとして効果は出ているか。」
 - ・集団よりも個に対して行うことが多い。例えば、からかわれてしまう子が授業が終わった後、3分ぐらい少しずつ繰り返しトレーニングを積むと対処の仕方、感情のコントロールができてきた。怒って外に出て行ってしまった子が短時間で効果が現れた例がある。
 - ・ピアサポートは短期的に変化が感じられるかというところでもない。何かをきっかけにして、排除や助けとなればよい。個の特質に応じてきっかけの原因をよりよくしてやっている。

4 助言について

- (1) 千葉地方法務局館山支局より
 - ・いじめは人権侵害。もしあったら、学校の協力も頂き、一緒に取り除いていく。
 - ・SOSミニレターで手紙のやりとりができる。
 - ・いじめを未然に防ぐために、鴨川市は人権擁護員による人権教室で啓発活動を行っている。
 - ・鴨川市は作文・絵画コンクールの応募が多く、優秀な児童生徒がいる。
 - ・これらの活動を通じ、学校と引き続き連携をしていきたい。
- (2) 鴨川警察署生活安全課より
 - ・各学校からのいじめ防止の取り組みを聞き、いろいろな対策をしている。
 - ・一人の先生、担任の先生任せにしないで組織として対応し、一人で考え込まない。
 - ・気軽に警察にも相談していただければ、いろいろな知恵があるので、お互い連携をしていくことを継続したい。
- (3) 家庭教育相談員より
 - ・いじめは人権侵害である。教師が子どもの人権をまず尊重する。傷つけてしまう言葉や態度はしていないだろうか。励ましたつもりでも、その子にとっては嫌なこともある。
 - ・教師も自分自身を見つめ直していただけたらと思う。

いじめ防止等のための対策の評価及び検証

鵜川市が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- 1 組織の設置について（詳細は資料参照）
- 2 各種施策（詳細は資料参照）
 - （１）相談体制の充実及び情報収集体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの配置等について、県教委へ要望
 - ・相談体制の強化。学校を中心に各種機関とのネットワークづくりの援助
 - （２）いじめの防止及び早期発見
 - ア 全ての学校を訪問し、いじめの防止及び早期発見のための手立てが適切に講じられているか等について、書類点検を通して把握し、指導助言を行う。
 - イ 各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会へ指導主事が参加する。（全ての学校を訪問する、指導・助言を行う）
 - ウ 情報交換および研修の場の確保として、年２回以上の生徒指導担当者会議（市教委主催）を実施する
 - エ 学期に１回のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への指導・助言を行う。
 - オ 欠席児童生徒に対する月例報告を実施することで、不登校児童生徒を正確に把握し、学校への指導・助言を行う。
 - カ 各校の相談体制を支援するとともに、相談機関等についての周知を学校を通じて行う。
 - （３）人材の確保及び資質の向上
 - ・教職員の研修は、各校での実施を義務づけるほか、前述の生徒指導担当者会議（市教委主催）にて、各校担当者を対象とした研修を実施する。
 - （４）啓発
 - ・「いじめ防止月間（４月）」については、「広報かもがわ」に記事を掲載し、市民に向けても広く呼びかける。また、各学校では、学校だより等を通じて、保護者への啓発活動を行う。
 - （５）インターネットを通じて行われるいじめへの対策
 - ・関係機関等と連携して資料を配付する。また、各学校に対しては、計画的・継続的な情報モラル教育が実施されるよう、指導・援助する。
 - （６）調査研究（別紙資料）
 - （７）財政措置（別紙資料）

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

- ・各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会、学期に1回のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への聞き取り調査・指導・助言を行っている。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめにより苦しんでいる児童生徒を救うために、どういった支援が必要なのかを吟味するため、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行っている。

市立学校が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各校で策定したいじめ防止基本方針は、各校のホームページやPTA総会で公開している。また、学校評価のアンケート項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に努めている。

2 組織の設置

- ・校内生徒指導委員会、校内いじめ防止対策委員会を設置し、校長、教頭、生徒指導主任、学年所属職員、教育相談担当職員、養護教諭、関係職員、スクールカウンセラーを中心に構成され、一人の職員、学級担任等がいじめ問題を抱え込まないように情報の集約と共有化を図っている。

3 各種施策

(1) いじめの防止

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。児童生徒会主体による全校集会や館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室の開催や人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を行っている。

(2) いじめの早期発見

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいる。

(3) いじめへの対応

- ・いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対しても、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導している。

(4) いじめの解消とは(別紙資料)

(5) いじめが起きた集団への働きかけ(別紙資料)

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ・千葉県「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努めている。本年度の県から報告はゼロである。

保護者が実施するいじめ防止等の対策について(抜粋と解説)

- ・各校で策定したいじめ防止基本方針は、PTA総会や各校のホームページで公開され、毎年PTA総会資料で目にしている。また、各学校評価アンケートに協力し、その評価結果を受け、学校と共に改善に努めている。

市民が実施するいじめ防止等の対策について(抜粋と解説)

- ・「広報かもがわ」に「いじめ防止月間(4月)」の記事を掲載し、市民に向けても広く呼びかけをしている。
- ・学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守り活動(学校支援ボランティア)を行っている。

重大事態への対応

- ・重大事態は発生していない。

鴨川市教育委員会では、本市の教育政策委員会の中にある小中一貫コーディネーター研修会のメンバーで、児童生徒、教職員、保護者の3者にアンケートを作成し、調査を行いました。

児童生徒は「学校に行くのは楽しい」の質問に対して、82%が肯定的な回答をし、多くの児童・生徒が楽しく学校に通えていることがうかがえました。しかし、そう思わないと答えた児童・生徒も7%いました。引き続き、全員が楽しく通える学校づくりを目指していきたいです。

教職員の生徒指導に関する取り組みの質問に対して、「児童生徒の悩みや相談に誠実に対応している」97%、「個のよさを認め合えるような指導を行っている」96%とほぼ全員が肯定的に回答しました。児童生徒一人一人の良さを認め、誠実に対応しようとしている教職員が多いことがわかりました。

保護者には次の5点の質問に対して、肯定的な回答が得られています。(1)「お子さんは、明るく元気に登校し、楽しく学校生活を送っている」94%。(2)「学校は、子どものよさを認め、やる気を持たせるよう努めている」90%。(3)「学校は、子どもや家庭からの悩みや相談に誠実に対応している」89%。(4)「学校での様子や取り組みが、各種たより等でわかりやすく伝えられている」91%。(5)「学校では、いじめのない心の通い合う集団がつくられるように努めている」86%。最後の質問は裏を返すと、14%の保護者が「いじめのない心の通い合う集団がつけられているように努められている」ことに否定的な解釈でいるということです。この数字を来年度以降の調査で減らしていくことが課題として挙がりました。

今年度から保護者からもアンケートを採り始め、学校に対しては、肯定的な考えが85%以上と、概ね満足していると捉えられ、自分の子どもに関しては、厳しい目で見ている傾向が見られています。来年度以降もアンケート結果、特にいじめのない心の通い合う集団がつけられているように努められているかどうかを注意してみていきたいと考えております。

5月1日
から

OURSの一時預かり事業 東条幼稚園で実施します

現在、認定こども園OURSで実施している「一時預かり事業」を、5月1日から、東条幼稚園の空き教室を利用して行います。

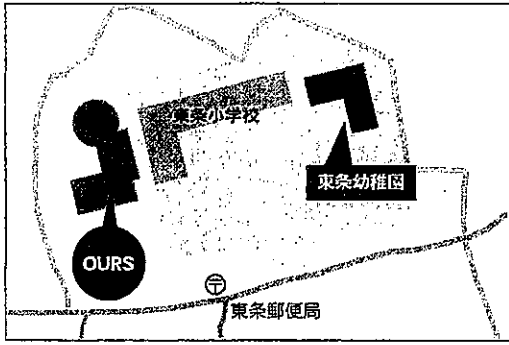
■利用時間 午前7時から午後7時まで

※なお、午前5時～7時30分、午後6時～10時に利用する場合はOURSで実施

■利用上限 原則月8回

■費用(OURS園児および市内の子ども)

▽一時預かり代
・午前7時～午後7時11時間 100円



・午前5時～午前7時、午後7時～午後10時11時間 300円

※市外の子どもは別料金

▽給食代 400円

▽おやつ代 100円

■問い合わせ ふれあいセンターの子ども支援課(☎7093)7113へ

気軽に「連絡を

障害者相談員へ

市では、障害のある方やそのご家族から相談を受ける「身体障害者相談員」と「知的障害者相談員」を委嘱しています。

■身体障害者相談員

▽栗原定雄(☎7097)1552

▽横山昌博(☎090)3507)6594

▽谷清美(☎7096)0150

■知的障害者相談員

▽秋元京子(☎7093)1674

■問い合わせ ふれあいセンターの福祉課(☎709

3)7112)へ

料金の一部を助成

福祉タクシー利用券の発行

市では「福祉タクシー利用助成事業」として、重度の心身障害のある方が利用されたタクシー料金の一部を助成する利用券を、次のとおり発行しています。

平成29年度の利用券をお持ちの方は、3月末で期限切れとなりましたので、残っている券は返却ください。また、利用券申請の際、アンケート用紙を配付しま

4月は「いじめ防止啓発月間」 いやなことをされたら、すぐ相談！

児童・生徒の皆さん 自分がされていやなことは人にしてはいけません。もし、ほかの子がいじめられているところを見たときは、先生や家族など、まわりの大人に勇気をもって伝えましょう。

市民の皆さん いじめを発見した場合、またはその疑いがあると感じたら、教育委員会や警察、学校へ連絡をお願いします。

■主な連絡先

▽教育委員会学校教育課(☎7094)0512
・平日の午前8時30分から午後5時15分まで(祝日を除く)

▽鴨川警察署生活安全課(☎7092)0110
・24時間、365日対応

こどもたちへ

いやなことをされたり、ひとりでなやんでいたら、でんわをしてください。ひみつはまもられます。でんわだいはわりょうです。

▽24時間子どもSOSダイヤル(☎0120(0)78310)

▽ヤング・テレホン(県警察少年センター)

(☎0120(783)497)

▽子どもの人権110番(県地方法務局)

(☎0120(007)110)

保護者の方へ

・いじめや不登校、しつけ、非行、家庭教育に関することは、家庭教育相談をご利用ください。

▽日時 水・木・金曜日(祝日を除く)、

午前9時30分から午後3時30分まで

▽場所 天津小湊公民館内(☎7094)0910

※面談や電話相談も受け付けます

3)7112)へ

料金の一部を助成

福祉タクシー利用券の発行

市では「福祉タクシー利用助成事業」として、重度

の心身障害のある方が利用されたタクシー料金の一部

を助成する利用券を、次の

とおり発行しています。

平成29年度の利用券をお

持ちの方は、3月末で期限

切れとなりましたので、残

っている券は返却ください。

また、利用券申請の際、

アンケート用紙を配付しま

すので、ご協力ください。

■対象 市内に住所があり、

次に該当する方

▽身体障害者手帳の障害の

程度が1級または2級の方

▽療育手帳の障害の程度が

④または⑤の方

■助成(利用券) 福祉タ

クシー(市内のタクシー)

料金のうち最高620円ま

で助成。利用券は対象者1

人につき、月2枚で年間24

枚まで

■手続きの開始 4月2日

(月)から

■持ち物 お持ちの手帳と

平成29年度分の利用券

■受取場所

▽ふれあいセンターの福祉

課

▽市役所1階総合窓口

▽天津小湊支所

▽吉尾・江見・小湊出張所

▽鴨川駅西口市民サービス

センター

▽鴨川前原・東条・鴨川田

原・長狭・金束・太海・曾

呂郵便局

■問い合わせ ふれあいセ

ンターの福祉課(☎70

93)7112)へ



〔発行〕

南房総教育事務所指導室

平成29年12月 7日

第 5 号

○千葉県いじめ防止基本方針が改定されました！

いじめ防止対策推進法の施行後3年が過ぎ、国のいじめ防止対策基本方針が今年の3月に改定されました。それに伴い重大事態の調査に関するガイドラインも策定されました。いじめについては、昨年度、東日本大震災を起因とした原発事故避難者に対するいじめやいじめを苦にした自殺、又いじめに対する教育委員会や学校の不適切な対応など多くの問題が報道されました。今後も教育委員会や学校がいじめ問題に対する取り組みは社会の注目を浴びることと思います。その中で千葉県でも、平成29年11月15日に改定基本方針が発表されました。今後、この方針を受けて、各学校でもいじめ防止対策基本方針の見直しが求められます。そこで、今回、改定・策定された千葉県いじめ防止対策基本方針といじめ重大事態の調査に関するガイドラインについてのポイントを説明していきますので、参考にさせていただきたいと思います。

1 いじめの認知について

○旧基本方針では、「けんか」がいじめの定義から除かれていたため、けんかに係る記述を改定した。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することになる。

〈例〉校内でけんかが起こり、事情聴取の結果、お互いが「心身の苦痛」を感じていれば、法が定義するいじめに該当するため認知は2件となる。

※いじめの大小に関わらず、いじめの要素が含まれていれば積極的に認知をして対応する。

2 いじめに関する学校評価について

○旧千葉県の基本方針での評価点検については、「協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う事が重要である。」と記述されており、具体的な評価方法等が示されていなかった。この点について新たな基本方針では学校がいじめに対する取り組みの実施状況について学校評価の項目に設定するよう記述した。

学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し、各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

3 いじめの解消について

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。国のいじめ基本方針には、いじめが「解消している」状況について示されている。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。

①いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。
ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。

②本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

①②を確認の上、解消とする。

※上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有

○教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることが明記された。

学校の職員がいじめの情報を得ながら、校内の対策組織等に報告せず、いじめに係る情報を抱え込んだ場合、いじめ防止対策推進法第23条1項の規定に違反することにもなり得る。

5 いじめの防止等に関する措置

○学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。また、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

①発達障害を含む、障害のある児童生徒について、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

②海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒について、教職員の正しい理解等、学校として必要な対応を周知する。

④東日本大震災に伴う災害によって避難している児童生徒の心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

〈注〉改訂された国・県の基本方針には、配慮対象が具体的に明記されたので、各学校で実態に応じた方針を立てることが必要。

○いじめ重大事態の調査に関するガイドライン策定

1 重大事態を把握する端緒について

○重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底する。

①重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

②被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたること。

2 被害者・保護者に対する調査方針の説明について

○調査をする前に、被害者、保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保すること。

【説明事項】

①調査目的・目標 ②調査主体（組織の構成、人選）③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

④調査事項（いじめの事実関係、学校設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲） ⑤調査方法（アンケート調査様式、聴き取りの方法・手順） ⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）※個人情報については条例等により提供できないこともある。

〈注〉加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め被害児童生徒・保護者の同意を得ておく必要がある。

学校は、児童生徒が安心して通えるように、いじめ問題に対しては、未然防止・早期発見・早期対応・事後対応まで、常に最善の対策をとっていかねばなりません。しかし、残念ながら、いじめ問題に対して100%の対策は無く、学校はそれに近い対策を立てるため、常に学校の実態把握や児童生徒理解に努めなければなりません。また、学校、教職員が国や地方自治体の基本方針を正確に把握し、その方針に沿った対策を立てて取り組んでいくことで、重大ないじめ問題は未然に防げると考えます。今回の基本方針の改定や重大事態の策定については、これまでの取り組みを見直した形で出されました。ここに書かれたものは、ほんの一部に過ぎず、学校、教職員として把握しておかなければいけない内容は、まだまだたくさんあります。ぜひ、この方針改定、ガイドライン策定をきっかけに、再度、いじめ問題に対する理解を深めていただきたいと思います。

（文責 小林 英樹）

平成30年度

鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料 1】

- | | | |
|---|-----------------|---------|
| 1 | 鴨川市いじめ防止対策推進条例 | P 1 ～ 5 |
| 2 | 鴨川市いじめ問題対策調査会規則 | P 6 |
| 3 | 鴨川市いじめ防止基本方針 | P 7 ～17 |
| 4 | 鴨川市いじめ防止基本方針概要版 | P 18～21 |

鴨川市いじめ防止対策推進条例

平成28年3月24日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、及び市の施策に関する基本的な事項を定め、並びにいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (5) 市立学校 鴨川市立小学校設置条例（平成17年鴨川市条例第75号）第2条に規定する小学校及び鴨川市立中学校設置条例（平成17年鴨川市条例第76号）第2条に規定する中学校をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。
- (7) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、関係機関と連携して、いじめの防

止等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(学校の設置者の役割)

第6条 学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると思料する場合には、市、学校その他の関係機関に情報を提供するように努めるものとする。

(市立学校及びその教職員の役割)

第9条 市立学校及びその教職員は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校においていじめが発生した場合又はその疑いがある場合には、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 市立学校は、いじめの防止等に当たり、その教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として、本市の実情に応じ、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市は、市いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例第11条第1項の規定により千葉県が定める県いじめ防止基本方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を参酌するものとする。

3 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項
- (4) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

4 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関す

る評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

5 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(市立学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針として、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(相談体制及び情報収集体制の充実)

第12条 市は、児童等、保護者、市立学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心していじめに関する相談を行うことができる体制の充実を図るものとする。

2 市は、迅速かつ適切にいじめの防止等のための対策を実施するため、関係機関と相互に連携し、いじめに関する情報の収集を行うことができる体制の充実を図るものとする。

(いじめの防止及び早期発見)

第13条 市は、児童等が自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が相互に良好な関係を築くことができる取組その他いじめの防止のための対策を実施するものとする。

2 市は、いじめへの対処を迅速かつ適切に行うため、いじめの早期発見のための対策を実施するものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめへの対処が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 市立学校の教職員の資質の向上を図るための研修の実施

(2) いじめへの対処に関し助言を行うための人材の確保及び市立学校の求めに応じた当該人材の派遣

(3) その他いじめへの適切な対処に必要な施策

(啓発)

第15条 市は、いじめが児童等の心身の健全な成長に与える影響、いじめの防止の重要性、いじめに関する相談及び救済の制度等について、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第16条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、関係機関と連携し、必要な教育及び啓発活動その他の施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(鴨川市いじめ問題対策連絡協議会)

第18条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、法第14条第1項の規定に

より、学校、鴨川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関により構成する、鴨川市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（鴨川市いじめ問題対策調査会）

第 19 条 いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第 14 条第 3 項の規定により、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を置く。

- 2 対策調査会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究

- (2) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

- (3) 重大事態（法第 28 条第 1 項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が市立学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

- 3 対策調査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 4 委員は、いじめの防止に関し専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 5 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 対策調査会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 7 会長は、対策調査会を代表し、会務を総理する。

- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 9 対策調査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 10 対策調査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 11 対策調査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 12 前各項に定めるもののほか、対策調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（重大事態への対処等）

第 20 条 市は、重大事態が市立学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第 5 章に規定する重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止（以下「重大事態への対処等」という。）を迅速かつ適切に実施するものとする。

（市長の調査）

第 21 条 市長は、法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処等のために必要があると認めるときは、第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により、第 19 条第 2 項第 3 号の確認並びに調査及び審査の結果について調査を行うものとする。

（守秘義務）

第 22 条 いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしては

ならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(財政措置)

第 23 条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 水道事業運営委員会の委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策調査会の委員	10,000 円
---------------	----------

鴨川市いじめ問題対策調査会規則

○鴨川市いじめ問題対策調査会規則

平成28年3月31日
教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市いじめ防止対策推進条例(平成28年鴨川市条例第2号。以下「条例」という。)第19条第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員が有すべき専門的な知識)

第2条 条例第19条第4項に規定する委員が有すべき専門的な知識は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識又は教育委員会が必要と認める知識とする。

(除斥)

第3条 対策調査会は、委員が条例第19条第2項第3号に掲げる確認並びに調査及び審査(以下「調査等」という。)の対象となった重大事態について人間関係又は利害関係を有する等当該調査等の公平性又は中立性が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該委員を当該調査等に参加させないものとする。

(庶務)

第4条 対策調査会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策調査会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鴨川市いじめ防止基本方針

平成 28 年 10 月

鴨川市・鴨川市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識する必要がある、いじめを許さない人間関係づくりや集団づくりを通して、いじめの防止や早期発見・早期対応の対策を講ずることが大切です。

また、いじめを防止するためには、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し「いじめを許さない風土づくり」を進めていく必要があります。

そこで、市は、鴨川市いじめ防止対策推進条例（平成 28 年鴨川市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鴨川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 いじめの定義	4
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3 市いじめ防止基本方針策定の目的	4
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
市が実施する対策	5
1 組織の設置	5
(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置	5
2 各種施策	5
(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実	5
(2) いじめの防止及び早期発見	5
(3) 人材の確保及び資質の向上	5
(4) 啓発	5
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	5
(6) 調査研究	6
(7) 財政措置	6
3 いじめへの対応	6
(1) いじめに対する措置	6
(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応	6
市立学校が実施する対策	6
1 市立学校いじめ防止基本方針の策定	6
2 組織の設置	6
3 各種施策	7
(1) いじめの防止	7
(2) いじめの早期発見	7
(3) いじめへの対応	7
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	8
(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	8
保護者の役割	8
市民の役割	8
重大事態への対処	8
1 重大事態の発生と調査	8
(1) 重大事態の意味	8
(2) 重大事態を認知した場合の対応	9
(3) 調査主体	9
(4) 調査について	9

(5) 調査を行うための組織	9
(6) その他の留意事項	9
(7) 情報提供及び調査結果の報告	9
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	10
(1) 再調査	10
(2) 再調査の実施方法	10
(3) 再調査の結果を踏まえた支援等	10
第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項	10
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
1 調査結果等の資料の保存について	10
2 市いじめ防止基本方針の見直しについて	10
3 その他の留意事項	10

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の人権意識と道徳性を高めていくことが必要である。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の不断の努力でいじめ問題克服を目指さなければならない。

○ 鴨川市いじめ防止対策推進条例

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市いじめ防止基本方針は、上記基本理念を実現するため、以下の事項を目的とする。

- いじめの防止等のための対策については、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。
- 法及び条例により規定されたいじめの防止等のための対策を推進するための基本事項を定めることにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、それぞれの役割を自覚し、実行することが大切である。

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、鴨川市立小中学校（以下「市立学校」という。）、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長及び教育委員会により構成される鴨川市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を設置する。対策調査会は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識を有する者又は教育委員会が必要と認める者で構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

いじめの防止、早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援及びいじめを行った者等に対する適切な指導と支援を行うため、スクールカウンセラーの配置等いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、保護者、地域住民その他関係機関の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

(2) いじめの防止及び早期発見

ア 市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道德教育や人権教育等の指導体制が、系統的・機能的に組織されているかを確認し、指導する。また、体験的な活動が全ての学年において効果的・計画的に実施されているか確認し、指導する。

イ 市立学校の生徒指導に関する会議や研修会等に積極的に参加し、具体的な施策等についての指導・支援を行う。

ウ 定期的に生徒指導担当者会議を開催し、市立学校間の情報交換及び研修会を実施する。

エ 定期的ないじめ調査や聞き取り調査等を実施し、交友関係や人間関係、いじめの実態を把握する。

オ 長期欠席児童生徒に対する月例調査を実施することで、不登校などの長期欠席の状況を把握し、児童生徒の欠席の背景を分析する。

カ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、気軽に相談できる体制を市立学校に整えるとともに、相談機関について各家庭に周知させる。

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、いじめの防止と効果的な対

処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、市立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、市立学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめの防止等のための対策について、当該市立学校の実情に応じ、市立学校いじめ防止基本方針を定める。策定した市立学校いじめ防止基本方針については、市立学校のホームページなどで公開する。

2 組織の設置

市立学校は、複数の教職員によって構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の参加を求める。

また、当該組織は、市立学校いじめ防止基本方針を見直し、市立学校で定めた取組が

計画どおりに進んでいるかどうかの確認や必要に応じた計画の見直しなど、市立学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善 Action）で検証する。学校いじめ防止対策組織の役割は、以下のとおりである。

- 市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・共有と記録を行う役割
- いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

3 各種施策

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こり得るということを踏まえ、市立学校はいじめの防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

さらに、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- 館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室を開催するとともに、人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促す。
- 児童会・生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」等への取組を実施する。

* 豊かな人間関係づくり実践プログラム

千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。そして教職員一人一人の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く鋭く保つ必要がある。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を守り通すことを最優先とする。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全

員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導するとともに、安心して伝えられる態勢を整える。また、同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させる。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き観察を行い、心のケアや指導を継続して行うとともに、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

インターネットや携帯電話を利用して行われるいじめに対しては、千葉県の「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

保護者の役割

ア 保護者は、保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように必要な指導を行うよう努める。

イ 保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたくない等と考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

市民の役割

ア 市民は、いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行い、安心して過ごすことができる風土づくりに努める。

イ 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられるときは、市、学校その他の関係機関に情報を提供するよう努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

ア 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

などのケースが想定される。

イ 法第 28 条第 1 項第 2 号の相当の期間については、国いじめ防止基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

なお、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに開くとともに、教育委員会に連絡し、被害者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。

さらに、教育委員会と連携・協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、市立学校は、以下の方法で電話等により速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

市立学校 → 教育委員会 → 市長

*教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。(南房総教育事務所を経由する)

(3) 調査主体

市立学校から報告を受けた教育委員会は、当該重大事態の調査を行う主体を市立学校にするか、教育委員会にするかの判断を行い、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査組織の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査について

調査に当たっては、国いじめ防止基本方針の内容により適切に実施し、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、市立学校と教育委員会が事実から向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が、重大事態の案件の調査主体を行うときは、対策調査会を活用し、対策調査会長が会議を招集する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、市立学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告

する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものとし、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施することとする。この場合の第三者とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者とし、当該調査の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教職員・警察官経験者など外部専門家の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進める。

なお、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、広く周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

鴨川市いじめ防止基本方針 【概要版】

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめが絶対に許されない行為であることを認識し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関との連携強化を図るため設置。市立学校、千葉地方事務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長等により構成される。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として設置。医療、心理、福祉、人権等の識見者により構成される。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

- ・スクールカウンセラーの配置等の相談体制の充実
- ・学校、保護者、地域住民等の連携の強化、体制の整備

(2) いじめの防止及び早期発見

- ・市立学校を訪問し、生徒指導体制及び道徳教育、人権教育等の指導体制を確認、指導する。
- ・市立学校の生徒指導に関する会議、研修等に積極的に参加し、指導・支援する。
- ・定期的にいじめ調査等を実施し、交友関係や人間関係などのいじめの実態を把握する。
- ・いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、気軽に相談できる体制を整え、相談機関について、各家庭に周知を図る。

(3) 人材の確保及び資質の向上

教職員の研修を充実させ、資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報等により啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

いじめの防止と効果的な対処ができるよう関係機関と連携して、資料等を配布するなど啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

対策の実施状況等について、調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

教育委員会は、市立学校からいじめの報告を受けたときは、必要な支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら必要な調査を行う。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

関係機関との連携の下、被害児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的な指導及び支援するための必要な措置を講ずる。

なお、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校の実情に応じて定め、ホームページなどで公開する。

2 組織の設置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的な知識を有する者の参加を求める。

3 各種施策

(1) いじめの防止

心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に対応する。そのためには、教職員の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒との信頼関係の構築に努める。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。いじめが解消したとみられる場合でも、心のケアや指導を継続的に行う。

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

千葉県の「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努める。

保護者の役割

保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように、必要な指導に努める。いじめを受けた場合は、生命及び心身

を保護することを最優先する。

市民の役割

いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行う。もし、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられたときは、市、学校、その他の関係機関に情報を提供するように努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などを想定する。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに開くとともに、教育委員会に連絡し、被害者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。その後、重大事態と認められる場合、教育委員会は、市長に報告するとともに、県教育委員会に情報を提供する。

(3) 調査主体

教育委員会は、調査主体を市立学校にするか、教育委員会にするかを判断する。

なお、従前の経緯や児童生徒又は保護者が望む場合は、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査について

事実関係を明確にするため、国のいじめ防止基本方針の内容により調査を実施する。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が調査主体に当たるときは、対策調査会を活用する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して出席停止措置の活用、就学校の指定の変更等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を情報提供する。

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

結果報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を行う。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家等の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進めるとともに、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施し、内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

平成30年度

鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料 2】

- 1 鴨川市いじめ防止基本方針改定（案）
- 2 鴨川市いじめ防止基本方針概要版 改定（案）

鴨川市いじめ防止基本方針（案）

平成28年10月

鴨川市・鴨川市教育委員会

（最終改定 平成 年 月 日）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識する必要がある、いじめを許さない人間関係づくりや集団づくりを通して、いじめの防止や早期発見、早期対応の対策を講ずることが大切です。

また、いじめを防止するためには、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し「いじめを許さない風土づくり」を進めていく必要があります。

そこで、市は、鴨川市いじめ防止対策推進条例（平成 28 年鴨川市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鴨川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 いじめの定義	4
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3 市いじめ防止基本方針策定の目的	5
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
市が実施する対策	5
1 組織の設置	5
(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置	5
2 各種施策	5
(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実	5
(2) いじめの防止及び早期発見	5
(3) 人材の確保及び資質の向上	6
(4) 啓発	6
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	6
(6) 調査研究	6
(7) 財政措置	6
3 いじめへの対応	6
(1) いじめに対する措置	6
(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応	6
市立学校が実施する対策	7
1 市立学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 組織の設置	7
3 各種施策	7
(1) いじめの防止	7
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめへの対応	8
(4) いじめの解消とは	9
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	9
(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	9
保護者の役割	9
市民の役割	9
重大事態への対処	9
1 重大事態の発生と調査	10
(1) 重大事態の意味	10
(2) 重大事態を認知した場合の対応	10

(3) 調査主体	10
(4) 調査について	10
(5) 調査を行うための組織	10
(6) その他の留意事項	10
(7) 情報提供及び調査結果の報告	11
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
(1) 再調査	11
(2) 再調査の実施方法	11
(3) 再調査の結果を踏まえた支援等	11
第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項	11
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	11
1 調査結果等の資料の保存について	11
2 市いじめ防止基本方針の見直しについて	12
3 その他の留意事項	12

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照。

このことから、個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。児童生徒によっては、いじめられていることを相談しにくい気持ちや、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合であっても、そのすべてが厳しい指導を要する事案であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず他の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を取り戻した場合においては、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に相談をし、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校組織として情報共有することは必要である。

いじめの認知は、特定の教職員ではなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用することとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の人権意識と道徳性を高めていくことが必要である。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の不断の努力でいじめ問題克服を目指さなければならない。

○ 鴨川市いじめ防止対策推進条例

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であ

ることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市いじめ防止基本方針は、上記基本理念を実現するため、以下の事項を目的とする。

- いじめの防止等のための対策については、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。
- 法及び条例により規定されたいじめの防止等のための対策を推進するための基本事項を定めることにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、それぞれの役割を自覚し、実行することが大切である。

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、鴨川市立小中学校（以下「市立学校」という。）、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長及び教育委員会により構成される鴨川市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を設置する。対策調査会は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識を有する者又は教育委員会が必要と認める者で構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

いじめの防止、早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援及びいじめを行った者等に対する適切な指導と支援を行うため、スクールカウンセラーの配置等いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、保護者、地域住民その他関係機関の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

(2) いじめの防止及び早期発見

ア 市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道徳教育や人権教育等の指導体制が、系統的・機能的に組織されているかを確認し、指導する。また、体験的な活動が全ての学年において効果的・計画的に実施されているか確認し、指導する。

イ 市立学校の生徒指導に関する会議や研修会等に積極的に参加し、具体的な施策等についての指導・支援を行う。

ウ 定期的に生徒指導担当者会議を開催し、市立学校間の情報交換及び研修会を実施する。

エ 定期的ないじめ調査や聞き取り調査等を実施し、交友関係や人間関係、いじめの実態を把握する。

オ 長期欠席児童生徒に対する月例調査を実施することで、不登校などの長期欠席の状況を把握し、児童生徒の欠席の背景を分析する。

カ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、気軽に相談できる体制を市立学校に整えるとともに、相談機関について各家庭に周知させる。

キ 市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。就学前において、自己肯定感を高め自信を持たせる。また、他者を尊重することを学ぶことにより、いじめの未然防止につながることを期待される。

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、いじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、市立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

イ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連

携の下で取り組むよう指導・助言する。

- イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、市立学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめの防止等のための対策について、当該市立学校の実情に応じ、市立学校いじめ防止基本方針を定める。策定した市立学校いじめ防止基本方針については、市立学校のホームページなどで公開する。

また、学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見、事案対処のマニュアルの実行、定期的、必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に取り組むよう努めなければならない。

2 組織の設置

市立学校は、複数の教職員によって構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の参加を求める。

また、当該組織は、市立学校いじめ防止基本方針を見直し、市立学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認や必要に応じた計画の見直しなど、市立学校のいじめ防止等の取組について、P D C A サイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善 Action）で検証する。学校いじめ防止対策組織の役割は、以下のとおりである。

- 市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・共有と記録を行う役割
- いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、すべて当該組織に報告・相談しなければならない。この報告は、法第23条に規定されている義務であり、報告を行わないことは法律違反となる。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こり得るということを踏まえ、市立学校はいじめ

の防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、**道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動**や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

さらに、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- 館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室を開催するとともに、人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促す。

- 児童会・生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」等への取組を実施する。

- ＊ 豊かな人間関係づくり実践プログラム

千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。

- いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・ 障害のある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・ 保護者が外国人である児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
- ・ 災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。そして教職員一人一人の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く鋭く保つ必要がある。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を守り通すことを最優先とする。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単に加害者から被害者への謝罪をもって解消とすることはできない。“いじめの解消”とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等による確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導するとともに、安心して伝えられる態勢を整える。また、同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させる。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き観察を行い、心のケアや指導を継続して行うとともに、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

インターネットや携帯電話を利用して行われるいじめに対しては、千葉県の「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

保護者の役割

- 1 保護者は、保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように必要な指導を行うよう努める。
- 2 保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたくない等と考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

市民の役割

- 1 市民は、いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行い、安心して過ごすことができる風土づくりに努める。
- 2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられるときは、市、学校その他の関係機関に情報を提供するよう努める。

重大事態への対応

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

ア 法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

イ 法第 28 条第 1 項第 2 号の相当の期間については、国いじめ防止基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

なお、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに開くとともに、教育委員会に連絡し、被害者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。

さらに、教育委員会と連携・協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、市立学校は、以下の方法で電話等により速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

市立学校 → 教育委員会 → 市長

*教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。(南房総教育事務所を経由する)

(3) 調査主体

市立学校から報告を受けた教育委員会は、当該重大事態の調査を行う主体を市立学校にするか、教育委員会にするかの判断を行い、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査組織の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査について

調査に当たっては、国いじめ防止基本方針の内容により適切に実施し、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ(いつ頃から)誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、市立学校と教育委員会が事実と正面から向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が、重大事態の案件の調査主体を行うときは、対策調査会を活用し、対策調査会長が会議を招集する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、市立学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものとし、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施することとする。この場合の第三者とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者とし、当該調査の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教職員・警察官経験者など外部専門家の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進める。

なお、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、広く周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

鴨川市いじめ防止基本方針 【概要版】（案）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する可否かを判断するものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめが絶対に許されない行為であることを認識し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関との連携強化を図るため設置する。市立学校、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長等により構成する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として設置し、医療、心理、福祉、人権等の識見を有する者等により構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

- ・ スクールカウンセラーの配置等の相談体制の充実
- ・ 学校、保護者、地域住民等の連携の強化、体制の整備

(2) いじめの防止及び早期発見

- ・ 市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道德教育、人権教育等の指導体制を確認し、指導する。
- ・ 市立学校の生徒指導に関する会議、研修等に積極的に参加し、指導・支援する。
- ・ 定期的にいじめ調査等を実施し、交友関係や人間関係などのいじめの実態を把握する。
- ・ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、気軽に相談できる体制を整え、相談機関について各家庭に周知を図る。

(3) 人材の確保及び資質の向上

教職員の研修を充実させ、資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報等により啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

いじめの防止と効果的な対処ができるよう関係機関と連携して、資料等を配布するなど啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

対策の実施状況等について、調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

教育委員会は、市立学校からいじめの報告を受けたときは、必要な支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、又は自ら必要な調査を行う。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

関係機関との連携の下、被害児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的な指導及び支援するための必要な措置を講ずる。

なお、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校の実情に応じて定め、ホームページなどで公開する。また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

2 組織の設置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的な知識を有する者の参加を求める。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、すべて当該組織に報告・相談しなければならない。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

○ いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・ 障害のある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・ 保護者が外国人である児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

・災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に対応する。そのためには、教職員の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒との信頼関係の構築に努める。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単に加害者から被害者への謝罪をもって解消とすることはできない。

“いじめの解消”とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等による確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。いじめが解消したとみられる場合でも、心のケアや指導を継続的に行う。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

千葉県「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努める。

保護者の役割

保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないよう、必要な指導に努める。

いじめを受けた場合は、生命及び心身を保護することを最優先する。

市民の役割

いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行う。もし、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられたときは、市、学校、その他の関係機関に情報を提供しよう努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などを想定する。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに

開くとともに、教育委員会に連絡し、被害者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。その後、重大事態と認められる場合、教育委員会は、市長に報告するとともに、県教育委員会に情報を提供する。

(3) 調査主体

教育委員会は、調査主体を市立学校にするか、教育委員会にするかを判断する。

なお、従前の経緯や児童生徒又は保護者が望む場合は、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査について

事実関係を明確にするため、国のいじめ防止基本方針の内容により調査を実施する。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が調査主体に当たるときは、対策調査会を活用する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して出席停止措置の活用、就学校の指定の変更等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を情報提供する。

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

結果報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を行う。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家等の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進めるとともに、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施し、内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

平成30年度

鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

【資料3 いじめ問題対策連絡協議会について】

1	いじめ問題対策連絡協議会次第	P 1
2	鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 委員	P 2
3	平成30年度いじめ状況調査	P 3, 4
4	鴨川市立江見小学校	P 5
5	鴨川市立鴨川小学校	P 6
6	鴨川市立東条小学校	P 7
7	鴨川市立西条小学校	P 8
8	鴨川市立田原小学校	P 9
9	鴨川市立天津小学校	P 10
10	鴨川市立小湊小学校	P 11
11	長狭学園 (鴨川市立長狭小学校・中学校)	P 12, 13
12	鴨川市立鴨川中学校	P 14
13	鴨川市立安房東中学校	P 15

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

平成31年1月16日（水）15時～
鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 月岡 正美 教育長

3 各委員の紹介（自己紹介）

4 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について（説明：事務局）

5 報告及び情報交換

（1）今年度の市内小中学校のいじめの状況について（学校教育課より）

（2）自校のいじめ対策及びいじめ問題等の現状について（各小中学校より）

5 質 疑

（1）いじめ防止等の対策について

（2）その他

6 助 言

（1）千葉地方法務局館山支局より

（2）君津児童相談所より

（3）鴨川警察署生活安全課より

7 諸 連 絡

8 閉 会

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 委員

	分 野	所 属
1	関係行政機関	千葉地方法務局館山支局
2		鴨川警察署生活安全課
3		君津児童相談所
4	市の職員	子ども支援課
5		学校教育課
6		生涯学習課
7	学校教職員	鴨川市小中校長会長
8		鴨川市立江見小学校
9		鴨川市立鴨川小学校
10		鴨川市立東条小学校
11		鴨川市立西条小学校
12		鴨川市立田原小学校
13		鴨川市立天津小学校
14		鴨川市立小湊小学校
15		鴨川市立長狭小学校
16		鴨川市立長狭中学校
17		鴨川市立鴨川中学校
18		鴨川市立安房東中学校

事務局 学校教育課 助川 孝浩

平成30年度 いじめの状況調査(1学期) 報告日:7月20日

各校調査時期:6月中旬～7月上旬頃

鴨川市立 全小 学校

回答者名 学校教育課 助川

- 1 【いじめの状況調査】1学期中において、いじめが認知された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 認知された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	10	6	4	
2年	10	3	7	
3年	11	5	6	
4年	11	7	4	
5年	10	9	1	
6年	8	7	1	
	60	37	23	

平成30年度 いじめの状況調査(2学期) 報告日:12月21日

各校調査時期:11月中旬～12月上旬頃

鴨川市立 全小 学校

回答者名 学校教育課 助川

- 1 【いじめの状況調査】2学期中において、いじめが認知された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 認知された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	7	7	0	
2年	5	5	0	
3年	6	5	1	
4年	15	10	5	
5年	8	6	2	
6年	8	8	0	
	49	41	8	

- (1)いじめの認知⇒各学校のアンケート調査等ではじめと確認された案件
 (2)問題が解消されている案件(3か月以上経過して解決済み)
 (3)問題が解消せず継続して指導しているもの及び解消後3か月未満の案件

平成30年度 いじめの状況調査(1学期) 報告日:7月20日

各校調査時期:6月中旬～7月上旬頃

鴨川市立 全中 学校

回答者名 学校教育課 助川

- 1 【いじめの状況調査】1学期中において、いじめが認知された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 認知された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	40	40	0	
2年	13	13	0	
3年	11	11	0	
4年				
5年				
6年				
	64	64	0	

平成30年度 いじめの状況調査(2学期) 報告日:12月21日

各校調査時期:11月中旬～12月上旬頃

鴨川市立 全中 学校

回答者名 学校教育課 助川

- 1 【いじめの状況調査】2学期中において、いじめが認知された場合は、各学年の該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2	3	4
	いじめが 認知された数	1のうち、問題が解 消し観察中である。	1のうち、現在も継 続指導中である。	備考
1年	38	38	0	
2年	13	13	0	
3年	2	2	0	
4年				
5年				
6年				
	53	53	0	

- (1)いじめの認知⇒各学校のアンケート調査等はいじめと確認された案件
 (2)問題が解消されている案件(3か月以上経過して解決済み)
 (3)問題が解消せず継続して指導しているもの及び解消後3か月未満の案件

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 江見小学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

本校の校内組織として、「生徒指導委員会」を設けている。原則として毎月1回委員会を招集し、生徒指導に係る課題に関する情報共有と、全職員で共通理解するための対策を話し合っている。

○生徒指導推進委員

「校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・特支コーディネーター」

2 自校のいじめ対策について

職員会議後に生徒指導情報交換会を行い、全教職員から生徒指導に関係する気になる児童について、周知しておきたい情報などの交換を行っている。「全ての教職員が全ての学級担任」「チーム江見小」を合言葉に、全教職員が担当する学年を超えて全校児童を見ていこうという方針を確認している。

さらに、年間3回の教育相談期間を設け、1・3学期は学級担任、2学期は希望制で担任以外の教職員も時間を取り、児童の日頃の生活や内面に関することなどについて、丁寧かつ受容的に話を聞いている。その中で気になる情報については、学級担任に伝えたり、生徒指導情報交換会や打ち合わせ等の場において共通理解を図ったりしながら、取り組みを進めている。

また、小さな異変を見逃さないことを心がけ、状況に応じて全校集会を開いて話をしたり、学期始め、学期末には生徒指導に関わる話をしたりしている。

学校名 鴨川小学校

担当者

1. 本校のいじめ対策の組織について

名 称 校内いじめ防止対策委員会

構成員 生徒指導主任、学年主任（7）、学校長、教頭、教務、養護教諭

内 容 ・各月1回の委員会を開き、各学年主任が児童の様子や話を聞いたり相談を受けたりしたことを出し合い情報交換し、いじめの未然防止に努める。
・いじめやいじめに発展すると思われる事態が見受けられた場合は、ただちに該当する職員でチームを構成し早急に話し合い、誰がどのような手立てで対応するか決め対応にあたる。

2. 本校のいじめ対策について

◎いじめを未然に防ぐことを第一と考え、以下の取り組みを行っている。

(1) 『校内いじめ防止対策委員会』を月1回開き、情報交換と共通理解を図る。

(2) 生徒指導及びいじめ防止に関する研修会を学期毎に1回、並びに講師を招き夏季研修会を開き、教職員の意識を高める。

※平成30年度は「子どもの家庭養育支援に係る連携について」子ども支援課

(3) 『生活ふりかえりアンケート』を児童向けに年2回行い実態把握をする。

例：「友達からいやだな」と思うことをされたことがありますか。

(4) ソーシャルスキル・トレーニングを個と集団（クラス）の両面で行い、社会性を養い、よりよい人間関係が築けるようにする。

(5) 教育相談月間を年2月設け、アンケートをもとにした児童との面談を行い、個々の実態を把握する。

(6) 『コナンボックス』を設置し、直接話せない悩みを拾い上げる。

(7) 『子育て相談日』を月に1回設け、担当者が親の悩みを聞く機会を作り家庭と学校の連携を図る。

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立東条小学校

担当者

1. 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 生徒指導委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・部会別学年職員1名
＊状況に応じてスクールカウンセラー
- (3) 会開催 毎学期1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談、通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録の共有
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施＊重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ◎生徒指導主任・教頭・教務主任・教育相談担当職員・学年主任・養護教諭
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2. 自校のいじめ対策について

[未然防止に向けた取り組み]

- (1) いじめ防止の環境づくり
「自己有用感」を感じ取れる絆づくりと居場所づくりの確保
- (2) 「わかる授業」の展開
校内研修の充実やセルフチェックシートによる自己評価
- (3) 道徳教育・体験活動の充実
相互参観による授業の充実・ピアサポートの実施(年間4回)
- (4) いじめ防止の啓発活動
いじめ防止集会・「東条仲間宣言」・「ピンクシール運動」・人権教育
- (5) 指導方針等の周知
学校便りの配布や懇談会にて周知

[いじめの早期発見についての取り組み]

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
年2回の教育相談期間(6月・11月) ※ふれあいアンケートの実施
いじめアンケートの実施(各学期末)
HQUの実施(3～6年は6月, 1～2年は10月に実施)
→結果(個票)については3～6年は夏休みの面談で, 1～2年生は2学期末に渡す。
- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
アンテナを常に高く保ち, 気になる様子は打ち合わせで情報の共有化
- (3) いじめに関する窓口の常設
校内に複数「相談箱」の常設し, 情報の収集と把握

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立西条小学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内生徒指導委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員
低・中・高学年職員1名・養護教諭
- (3) 会開催 毎月1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかわる情報の収集と記録，共有
④いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，児童支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- (5) 事務局 ◎教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・養護教諭・（スクールカウンセラー）
※日常的な相談・対応の窓口，組織の中核となる。

2 自校のいじめ対策について

- (1) いじめの未然防止
 - ・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ，全ての児童を対象に，いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) いじめの早期発見と相談・通報
 - ・定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施や観察，いじめに関する窓口の常設により早期発見をし対応にあたる。
- (3) いじめを認知した場合の対応
 - ・いじめ事案に関わる聞き取りを行い，いじめを受けた児童の安心安全の確保と支援体制を組む。
 - ・関係機関と連携を図り，いじめを受けた児童及び保護者のケアや支援を行う。
 - ・再発防止のための指導・啓発，情報提供をする。
- (4) 重大事態への対処
 - ・校長が，市教委を通じて市長（教育長）へ報告を行い，上記（3）の対応をとる。
- (5) 公表，点検，評価等
 - ・毎年，年度始めに見直し，学校いじめ防止基本方針を公表する。
 - ・いじめ事案への取り組みの評価・分析を行う。

1 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 ○校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・教育相談担当・養護教諭・関係教職員
- (3) 会開催 月 1 回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
②いじめの相談・通報の窓口
③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録，共有
④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施
*重大事態の調査を行う場合は，本組織を母体としつつ，当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ○教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭
*日常的な相談・対応の窓口；組織の中核となる。

2 自校のいじめ対策について

いじめはどの子どもにも起こり得るということを踏まえ，心のコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団作りを行っている。

予防対策としては、

- 授業の充実 ○特別活動・道徳教育の充実 ○人権教育の充実・教育相談の充実（年 3 回）
○情報教育の充実 ○保護者や地域との連携 など

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立天津小学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- (1) 名 称 校内いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 ○校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員
低高代表職員1名・養護教諭・(スクールカウンセラー)等
- (3) 会開催 学期1回及び随時(いじめやいじめの疑いがあった場合)
- (4) 内 容 上記組織は以下の役割を担う。
 - ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談、通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

*重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。
- (5) 事務局 ○教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・養護教諭・(スクールカウンセラー)等
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

2 自校のいじめ対策について

- (1) 職員会議後に生徒指導情報交換会を開き、全職員から気になる児童について様子や周知しておいてほしいことを話してもらい、情報を共有している。
- (2) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談を行っている。
 - ①いじめの状況把握のために定期的なアンケートの実施(5月, 10月, 1月)と集計分析(インターネットに通じたいじめについての質問項目を含む)
 - ・アンケート実施後の確認のための面談・委員会の開催
 - ・児童の訴え, または教師の気づきにより, 随時, 事実確認を行う。
 - ②年間2回(6月, 11月)の教育相談期間を設け, 児童がいじめを訴えやすい体制を整え, いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 「相談箱」等を設置し, いじめに関わる情報の収集と把握に努める。

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 小湊小学校

担当者

1. 本校のいじめ対策の組織について

名称：校内いじめ防止対策委員会

構成：◎校長 ○教頭

・教務主任 ・生徒指導主任 ・教育相談担当 ・養護教諭

・低・高学年代表1名（生徒指導主任・教育相談担当と兼ねてよい）

開催：毎月1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合に開催）

2. 本校のいじめ対策について

（小湊小学校いじめ防止基本方針より抜粋）

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

（1）いじめ防止の環境づくり

- ①主体的に取り組む協同的な活動を通して他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じとれる絆づくりの推進
- ②授業や行事の中でどの児童も落ち着ける居場所づくりの確保

（2）「わかる授業」の展開

- ①週指導記録簿における教職員の実質的有效活用と管理職の指導の充実
- ②「授業錬磨の公開日」を活用した教材研究と指導案検討による校内研修の充実
- ③セルフチェックシートによる授業の自己評価を週1回程度実施
- ④ICTの活用・学習コーナーの活用
- ⑤特別に支援を必要とする児童への支援
- ⑥生徒指導の機能を生かした授業の実践

（3）道徳教育・体験活動の充実

- ①道徳授業の完全実施及び授業の相互参観による道徳授業の充実
- ②交流教育の実施…縦割り班活動：遠足、集会、給食等
 - …2園3校の交流（安房東中区）
 - …居住地校交流
 - …天津わかしお学校との交流
- ③学級活動におけるソーシャルスキルトレーニングの実施
- ④ピア・サポートの活用

（4）いじめ防止の啓発活動

- ①児童会（計画委員会）主催の集会等で、人とのかかわりや一人一人の大切さを考える企画を実施。
- ②人とのかかわりや一人一人の大切さを考える機会の設定（明るい社会づくり作文・標語・青少年健全育成作文・標語等の積極的な応募）

（5）指導方針等の周知

以下の3点を、学校だよりの配布やPTA総会や懇談会にて児童及び家庭へ周知

- ①いじめに対して厳正に対応すること
- ②いじめの軽重にかかわらず、全教職員の情報共有及び関係児童の保護者へ事実と指導について連絡すること
- ③重大事態については、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとること

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭小学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- 名称・・・いじめ防止対策委員会
○構成員・・・校長 小教頭 中教頭 生徒指導主事 生徒指導主任 教育相談担当
長 欠指導担当 小養護教諭 中養護教諭 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー

2 自校のいじめ対策について

- 毎週１回（水曜５校時）定期的にいじめ防止対策委員会を開催している。小中合同で情報交換を行い、直近の職員会議で報告の機会を持ち、全職員での共通理解を図る。
- いじめの訴えや兆候が確認されたら、このいじめ防止対策委員会でまず、対応策を検討し、全職員に伝え、共通の指導をしていく。
- 緊急を要する場合は、このいじめ防止対策委員会を待たずに、随時担当で会合を開き（小中別対応で差し支えない場合が多い）対応をする。その後、いじめ防止対策委員会で報告した後、全職員にも伝え、共通理解のもと経過観察と指導を行っていく。

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭中学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- 名称・・・いじめ防止対策委員会
○構成員・・・校長 小教頭 中教頭 生徒指導主事 生徒指導主任 教育相談担当
長欠指導担当 小養護教諭 中養護教諭 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー

2 自校のいじめ対策について

- 毎週1回(水曜5校時)定期的にいじめ防止対策委員会を開催している。小中合同で情報交換を行い、直近の職員会議で報告の機会を持ち、全職員での共通理解を図る。
- いじめの訴えや兆候が確認されたら、このいじめ防止対策委員会でまず、対応策を検討し、全職員に伝え、共通の指導をしていく。
- 緊急を要する場合は、このいじめ防止対策委員会を待たずに、随時担当で会合を開き(小中別対応で差し支えない場合が多い)対応をする。その後、いじめ防止対策委員会で報告した後、全職員にも伝え、共通理解のもと経過観察と指導を行っていく。

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立鴨川中学校

担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

○鴨川中学校いじめ対策防止委員会を設置している。（生徒指導委員会がこれを兼ねる）

構成員：学校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭
スクールカウンセラー・長欠担当教諭

会開催：毎週1回、確認の場を設定する。但し、いじめやいじめの疑いがあった場合は
随時実施する。

内 容：平成30年度の学校いじめ防止基本方針に載せてある通り。

2 自校のいじめ対策について

○未然防止○

- （1）いじめ防止の環境作り
- （2）「わかる授業」の展開
- （3）道徳教育・体験活動の充実
- （4）いじめ防止の啓発活動
- （5）指導方針等の周知

○早期発見と相談・通報○

- （1）定期的なアンケートの調査＜3回＞、教育相談＜2回＞、面談＜1回＞
- （2）日常の相談活動＜鴨中ライフの中に心の状態ABCの導入＞
- （3）授業時間・休み時間・放課後等の監察
- （4）全職員がいじめに対する相談窓口だということの周知
- （5）ネットパトロールなどの外部機関との連携

平成30年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立安房東中学校
担当者

1 自校のいじめ対策の組織について

- 生徒指導委員会（隔週で実施、金曜４校時）
- メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当
養護教諭、スクールカウンセラー ８人
（生徒指導主事と学年の生徒指導を兼ねているため）

2 自校のいじめ対策について

- 教育相談の実施：学級担任の相談（１学期）
- スクールカウンセラーによる全校生徒を対象にした相談（２学期）
- いじめアンケートの実施（各学期ごとに実施）回収日① 6 / 2 9 ② 1 2 / 7
- 生徒指導委員会（毎月２回実施）